

湖南省公園施設長寿命化計画

平成 29 年 3 月

滋賀県 湖南省 都市政策課

1. 都市公園整備状況

(平成 29 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
22	50.19ha	9.16m ²

2. 計画期間 [平成 29 年度～平成 38 年度(10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
11	8	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22

②選定理由

管理対象都市公園は、湖南省が管理する都市公園 23 箇所のうち、施設を設置していない1 箇所を除く 22 箇所を設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1	7	16	52	18	1	8

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
83	-	-	186

②これまでの維持管理状況

全ての公園施設(一般施設、土木構造物、建築物、遊具等)を対象に、本市による維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行ってきた。

また、遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき定期点検を実施しており、当該点検にて危険箇所が発見された場合、補修を行ってきた。

③選定理由

本市には設置から 20 年以上経過した都市公園が多く存在し、公園施設の老朽化対策が課題となっている。

公園施設の長寿命化対策を実施することにより、公園機能の保全を図りつつ、ライフ

サイクルコストの削減を行う。

また、日常点検や定期点検により、施設の安全性を維持する。

本市では、本公園施設長寿命化計画を平成 27 年度から平成 28 年度の 2 箇年で策定した。内容は次のとおりである。

実施年度	内容
平成 27 年度	・予備調査の実施
平成 28 年度	・一般施設、遊戯施設、建築物の健全度調査の実施及び健全度、緊急度判定の実施 ・公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、平成 28 年 7 月～平成 28 年 11 月までの期間に実施した。

①一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、健全度調査を実施した。

一般施設では対象施設の 9 割以上が A,B 判定であった。

また、土木構造物は対象施設が 1 施設のみで B 判定であり、建築物は対象 2 施設で A 判定であった。

	A 判定	B 判定	C 判定	D 判定
a. 一般施設(131)	56	66	9	0
c. 土木構造物(1)	0	1	0	0
d. 建築物(2)	2	0	0	0

②遊具等

社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」における「遊具の定期点検表」に準じて点検を行った。

遊具では A 判定がなく、B 判定で約 5 割であった。

	A 判定	B 判定	C 判定	D 判定
b. 遊具(52)	0	25	23	4

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常があった場合は、使用を中止し事故等を予防すると同時に健全度調査を実施し、補修または更新の必要性を判定する。

清掃等は定期的に行う。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により遊具の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 遊具の劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

- ・ 健全度がC判定となるまでに適切な長寿命化対策を実施し、可能な限り施設の健全度を維持する。
- ・ 定期点検を行う遊具等以外の公園施設(a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物)は、5年に1回を目処に健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画と著しく乖離する場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物

- ・ 建築基準法に規定する定期点検を実施し、その結果を健全度調査として活用する。

② 事後保全型に類型した施設

- ・ 維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新等を行う。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、11,340千円である。